

四 半 期 報 告 書

(第59期第 2 四半期)

自 平成27年 4 月 1 日

至 平成27年 6 月30日

OYO 応用地質株式会社

目 次

頁

表紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況	2
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	
1 事業等のリスク	3
2 経営上の重要な契約等	3
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
第3 提出会社の状況	
1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	10
(2) 新株予約権等の状況	10
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	10
(4) ライツプランの内容	10
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	10
(6) 大株主の状況	11
(7) 議決権の状況	12
2 役員の状況	13
第4 経理の状況	14
1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	15
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	17
四半期連結損益計算書	17
四半期連結包括利益計算書	18
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	19
2 その他	24

第二部 提出会社の保証会社等の情報

25

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年8月13日
【四半期会計期間】	第59期第2四半期(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
【会社名】	応用地質株式会社
【英訳名】	OYO Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 成田 賢
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田美土代町7番地
【電話番号】	03(5577)4501
【事務連絡者氏名】	常務執行役員事務本部長代理 平嶋 優一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田美土代町7番地
【電話番号】	03(5577)4501
【事務連絡者氏名】	常務執行役員事務本部長代理 平嶋 優一
【縦覧に供する場所】	応用地質株式会社 横浜支店 (横浜市港北区新横浜二丁目12番12号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第58期 第 2 四半期 連結累計期間	第59期 第 2 四半期 連結累計期間	第58期
会計期間	自 平成26年 1 月 1 日 至 平成26年 6 月30日	自 平成27年 1 月 1 日 至 平成27年 6 月30日	自 平成26年 1 月 1 日 至 平成26年12月31日
売上高 (百万円)	26,541	26,711	48,634
経常利益 (百万円)	3,876	2,294	4,650
四半期（当期）純利益 (百万円)	2,526	1,587	3,550
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	3,464	3,214	5,673
純資産額 (百万円)	63,657	68,553	65,740
総資産額 (百万円)	77,326	82,338	80,367
1 株当たり四半期（当期） 純利益金額 (円)	93.29	58.61	131.12
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期（当期）純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	81.8	82.7	81.2
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	8,620	8,541	4,170
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,336	4,803	△1,756
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△534	△931	△1,136
現金及び現金同等物の 四半期末（期末）残高 (百万円)	24,945	32,471	19,635

回次	第58期 第 2 四半期 連結会計期間	第59期 第 2 四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 6 月30日	自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 6 月30日
1 株当たり四半期純利益金額 (円)	25.17	13.90

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第 2 四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、政府の景気対策による円安・株高等を背景に景況が改善傾向にあり、企業の設備投資や個人消費が改善する傾向にあります。当社グループが関連する公共事業市場は、国土強靱化計画などの政策を背景に、前年水準で予算が組まれましたが、震災復興関連の大型業務の減少傾向が継続するとともに、予算成立の遅れや地方統一選挙の影響により、公共事業の補正予算の執行が遅れる傾向にあります。

一方、海外については、米国経済が順調に回復しつつあるものの、欧州経済の回復の遅れ、新興国経済の成長鈍化、探鉱等の資源開発市場の低迷が継続するとともに、昨年後半からの原油価格下落により、産油国経済の停滞、中東地区の政情不安など、これまで以上に不透明な状況にあります。

このような中で、当社グループは、中期経営計画OY0 Step14の取り組みを推進するとともに、国内事業を中心として、国土強靱化に向けた社会的ニーズに積極的に対応いたしました。

この結果、当社グループの当第2四半期連結累計期間の業績は、国内連結子会社の連結対象期間を3ヶ月延長した中で、受注高は、国土強靱化関連分野で火山関連の大型業務を受注したことにより、285億6千2百万円（前年同期比125.3%）と増額し、売上高は、期初の繰越し受注残高が低水準であったことから、267億1千1百万円（同100.6%）となりました。

損益は、売上原価と販売費及び一般管理費の増加により、営業利益は20億6千6百万円（同55.6%）と減益となりました。経常利益と、四半期純利益は、営業利益が減少し、営業外損益、特別損益が前年水準で推移したことから、それぞれ22億9千4百万（同59.2%）、15億8千7百万円（同62.8%）と減益となりました。

当第2四半期連結累計期間のセグメントの業績は、次のとおりです。

① 調査・コンサルティング事業

当第2四半期連結累計期間における当事業の業績は、国内連結子会社の連結対象期間を延長した中で、受注高は、火山関連の大型業務の受注により、225億5千7百万円（前年同期比133.8%）と増加しました。売上高は、期初の繰越し受注残高が低水準であったことから、203億1百万円（同95.2%）と減収となり、営業利益は減収に加えて海外の海洋探査事業が損失を計上したことから、19億8千2百万円（同60.2%）と減益となりました。

② 計測機器事業(国内)

当第2四半期連結累計期間における当事業の業績は、国内連結子会社の連結対象期間を延長した中で、受注高が23億3千2百万円（前年同期比114.4%）と増加し、売上高は26億7千万円（同141.9%）と増収となりました。営業利益は、売上原価の増加により、3億4千4百万円（同80.7%）と減益となりました。

③ 計測機器事業(海外)

当事業は、北米を拠点の中心とする事業であり、国内連結子会社の決算期統一の影響はありません。当第2四半期連結累計期間における当事業は、円安による増加要因がありましたが、資源・エネルギー関連市場の低迷や米国子会社のドル高による価格競争力の低下などにより、受注高は36億7千3百万円（前年同期比94.1%）と減少しました。売上高は、円安の影響により37億3千9百万円（同111.8%）と増収となりましたが、現地ドルベースでは減収となっております。研究開発費などの開発投資を継続していることから販売費及び一般管理費が増加し、営業損益は2億8千5百万円（前年同期は32百万円の損失計上）の損失を計上しました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ19億7千1百万円増加し、823億3千8百万円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末と比べ8億8千6百万円増加し、545億7千8百万円となりました。これは主として、当社グループの調査・コンサルティング事業において営業債権の回収が進んだことにより、前連結会計年度末に比べ完成業務未収入金が54億9千5百万円減少する一方で、現金及び預金が73億5千2百万円増加したことによります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べ10億8千4百万円増加し、277億6千万円となりました。これは主として、投資有価証券が7億7千8百万円増加したことによります。

当第2四半期連結会計期間末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ8億4千1百万円減少し、137億8千5百万円となりました。これは主として、業務未払金及び未払法人税等が減少することで流動負債が8億1千3百万円減少したことによります。

当第2四半期連結会計期間末の純資産合計は、前連結会計年度末に比べ28億1千2百万円増加し、685億5千3百万円となりました。これは主として、四半期純利益を15億8千7百万円計上したことにより利益剰余金が増加し、株主資本が11億8千8百万円増加したこと、及び円安の影響により為替換算調整勘定が14億5千1百万円増加したことによります。

この結果、自己資本比率は82.7%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ、128億3千5百万円増加（前年同期比185.6%）し、324億7千1百万円（同130.2%）となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、85億4千1百万円（前年同期比99.1%）となりました。

これは主として、税金等調整前四半期純利益24億3千4百万円（同60.2%）、売上債権の減少額58億5千6百万円（同109.7%）があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は、48億3百万円（前年同期は13億3千6百万円の資金減）となりました。

これは主として、定期預金の払戻による収入58億5千1百万円（前年同期はございません）があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、9億3千1百万円（前年同期比174.2%）となりました。

これは主として、配当金の支払額3億8千1百万円（同117.5%）があったことによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において新たに発生した事業上の課題、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した対処すべき課題に変更はありません。

なお、当社は、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号、以下「基本方針」といいます。）ならびに、この基本方針を実現するための取組み（同条第3号ロ）について取締役会の決議で制定しており、平成27年2月12日開催の取締役会決議で、この基本方針ならびに基本方針を実現するための取組みを、一部修正の上継続することを決議しております。

決議内容は以下のとおりです。修正箇所は、基本方針を実現するための取組みである中期経営計画の進捗状況を説明したものであり、大規模買付ルールを修正するものではありません。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、当社の企業価値・株主共同の利益を害するものでない限り、一概に否定されるものではなく、最終的には株主全体の意思により判断されるべきものと考えております。

しかし、株式の大規模買付行為の中には、その目的などから見て、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、対象となる会社の取締役会や株主が株式の大規模買付行為の内容などについて検討し、あるいは取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象となる会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

この実現に資する取組みとして、当社は、当社の株式に対する大規模買付提案がなされた場合、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かという観点から、まず、当社取締役会が情報の収集及び検討などを行い、その結果や当社取締役会としての意見を株主に開示することにより、当社の株主が十分な情報のもと、適切な判断を行えるような仕組みを構築することが不可欠であると考えております。

当社取締役会は、大規模買付行為がなされた場合には、株主から経営を負託された機関として、株主の意思を最大限尊重しつつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するよう適切に対処していく所存です。

② 基本方針を実現するための当社の取組み

当社は、上記の基本方針の実現に資する特別な取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(1)）として、中長期的な視点に基づいた経営への取組みこそが当社グループの企業価値・株主共同の利益の最大化に資するものと考えております。

(ア)長期事業計画の実行による企業価値向上のための取組み

当社グループは、「人と自然の調和を図るとともに、安全と安心を技術で支え、社業の発展を通じて社会に貢献する」との経営理念に基づき、社会・経済環境、営業環境等の急激な変化に対応した経営戦略の見直しを行い、実現したいビジョンを明確にした「応用地質グループ長期経営ビジョン（0Y02020）」を2009年に発表しました。

この0Y02020では、2020年に向けて、日本のみならず世界が求める「持続可能な社会の構築」に貢献する、社会科学的な視点も備えた、地球科学に関わるグローバルな総合専門企業グループとなることを長期目標としております。

なお、当社が貢献すべき主要なテーマは以下のとおりです。

- (a)安全と安心の確保
- (b)地球環境問題への対応
- (c)エネルギー・資源問題への対応
- (d)豊かな暮らしを支える公共インフラ問題などへの対応

そして、2020年までの道程を助走も含めた三段跳びに例えて4段階に分け、2009年を第1期準備計画段階：「助走（具体的な一歩を踏み出す）」、2010年～2013年を第2期試行段階：「ホップ」、2014年～2017年を第3期施策展開段階：「ステップ」、そして2018年～2020年を改革の成果をあげ大きく発展する第4期飛躍段階：「ジャンプ」として推進しております。

(イ)長期経営ビジョン0Y02020における当社グループの基本戦略

(a)ブランド戦略

当社は、1957年の設立以来、顧客の課題を十分に理解したうえで、ニーズを的確に把握し、最適なソリューションを提供することで、顧客の「信頼」「安心」「期待」にお応えすることがブランドであり、提供する商品・サービスの顧客から見た付加価値を高めることにより企業価値の向上を図る戦略が「ブランド戦略」であると考えてきました。

そして、安全・安心で持続可能な社会の構築に向けた貢献を通じて更に0Y0ブランドの向上を図るべく事業展開を行っています。このブランドイメージを支える主要な強みは以下のとおりです。

- ・国土マネジメント分野（建設・維持管理）、防災分野（地震・土砂災害）、情報サービス分野、地球環境分野、エネルギー分野、計測システム分野等、脆弱な日本の国土において持続可能な社会を構築するために必要な分野で事業展開をしている。
- ・国内を中心に、地盤情報や災害情報に係る膨大なデータ、知見を保有している。
- ・地震、豪雨等の自然災害発生時の対応を含め、当社グループの技術力、対応力に対して公共機関を中心として、お客様から大きな信頼を得ている。
- ・計測機器事業部門を持ち、調査から計測まで幅広いソリューションを提供できる。
- ・国内外に地球科学に係る多様なグループ会社を保有し、海外計測機器事業においては、オンリーワンの物理探査機器メーカーを保有している。

(b)KIPS技術戦略

KIPS技術戦略とは知識（Knowledge）・調査（Investigation）・予測（Prediction）・解決策（Solution）の4種に分類した技術の頭文字を並べ呼称したものです。

地球科学に係る確固たる基礎技術を保持するために、当社グループの以下の基盤技術の高度化を図り、それを当社グループの最大の強みとして発揮することにより差別化を図ります。

- ・知識 ⇒ 地盤に係る膨大な情報のデータベース構築、科学技術的知見の集積
- ・調査 ⇒ 調査技術、モニタリング技術の高度化
- ・予測 ⇒ モニタリング技術、シミュレーション技術の高度化
- ・解決策 ⇒ コンサルタント力、評価技術（工学、社会、経済等）の高度化

そして、社会科学的な視点も備え、新たな価値や政策などを発信・提言する機能を有する地球科学系シンクタンク機能を当社グループ内に構築することを目標としております。

(ウ)長期経営ビジョン0Y02020の進捗：第2期試行段階0Y0 Hop10の終了と第3期施策展開段階0Y0 Step14の実行

2010年～2013年の中期経営計画0Y0 Hop10（以下、0Y0 Hop10）は、当社グループが大きく成長するために、次の成長に向けた土台を構築する期間とし、調査・コンサルティング事業を中心に、「地域拠点戦略」から「事業展開戦略」への転換を基本方針として、成長に向けたビジネスモデルを再構築することを目指しました。

0Y0 Hop10の期間中には、未曾有の災害となった東日本大震災が発生し、この震災に対応することによって、当社グループが注力すべき事業分野が明確となり、震災復旧・復興事業を中心として「事業展開戦略」を推進いたしました。これらの取組みの結果、0Y0 Hop10で定めた業績目標を達成いたしました。

また、2014年～2017年の中期経営計画0Y0 Step14（以下、0Y0 Hop14）は、当社グループの持続的な成長に向けて、0Y0 Hop10で実行した方策の試行結果と拡充した技術資源を活用することでこれまでの事業領域を拡大するとともに、そのために必要な経営基盤の強化に取り組む計画です。そして、0Y0 Step14では、過去最高水準業績を目指して、業績目標を連結売上高585億円、売上高営業利益率10%（連結営業利益58.5億円）、総資産経常利益率（ROA）8%としています。

③ 大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルール（以下「本ルール」といいます。）とは、事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後のみ大規模買付けを開始できる、というものです。

(ア)対象となる行為

本ルールは、下記(a)または(b)に該当する行為またはこれに類似する行為（以下「大規模買付行為」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付行為を行う者、または提案する者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本ルールに定められる手続きに従うこととします。

- (a) 当社が発行者である株券等（※1）について、保有者（※2）の株券等保有割合（※3）が20%以上となる買付け
- (b) 当社が発行者である株券等（※4）について、公開買付け（※5）に係る株券等の株券等所有割合（※6）及びその特別関係者（※7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

※1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される「株券等」を意味します。本ルールにおいて別段の定めがない限り同じとします。

※2 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）を含みます。本ルールにおいて別段の定めがない限り同じとします。

※3 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される「株券等保有割合」を意味します。この場合、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に定義される「保有株券等の数」を意味します。）も計算上考慮されるものとします。本ルールにおいて別段の定めがない限り同じとします。

※4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される「株券等」を意味します。

※5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義される「公開買付け」を意味します。本ルールにおいて別段の定めがない限り同じとします。

※6 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される「株券等所有割合」を意味します。本ルールにおいて別段の定めがない限り同じとします。

※7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される「特別関係者」（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）を意味します。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本ルールにおいて別段の定めがない限り同じとします。

(イ)独立委員会

(a)独立委員会の設置

当社は、本ルールの導入と同時に、当社において独立委員会を組成いたします。

独立委員会は、本ルールにおける手続きの客観性、合理性及び透明性を確保する観点から、本ルールの適用対象となる大規模買付行為を行おうとする買付者等から提供を受ける情報の内容の検討、本ルールの適用対象となる大規模買付行為の内容の検討、対抗措置の発動要件の該当性及び具体的な対抗措置の内容の相当性の検討、その他の当社が本ルールに従った手続きを進行するに当たり必要となる事項として当社取締役会が定める事項についての検討を行い、当社取締役会にその検討結果を通知するものとします。また、当社取締役会は、独立委員会の検討結果を最大限尊重して、本ルールの手続きを進行します。

(b)独立委員会の構成

独立委員会は、3人以上の委員によって構成されます。

独立委員会の委員は、独立委員会が公正で中立的な判断を行うことができるよう、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外役員及び外部有識者の中から当社取締役会が選任することとします。

独立委員会の委員となる外部有識者は、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項などを含む契約を当社との間で締結した者でなければならないものとします。

なお、平成26年3月26日開催の取締役会において3名の委員を選任しました。委員の任期は就任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までであり、平成27年3月25日開催の取締役会において再任されております。

(c) 独立委員会の運営

独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数の賛同をもって行うものとします。

(ウ) 当社に対する意向表明書の提出

買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、一定の必要情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が大規模買付行為に際して本ルールに定める手続きを遵守する旨の誓約文言などを記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

(エ) 当社に対する大規模買付情報の提供

当社取締役会は、上記(ウ)の意向表明書を受領後10営業日以内に、買付者等に対し、買付者等が行おうとする大規模買付行為を評価するために必要な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）のリストを交付して情報提供を求めます。大規模買付情報の具体的内容は買付者等の属性及び大規模買付行為の内容によって異なります。当社取締役会は、買付者等から大規模買付情報を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。当社取締役会及び独立委員会は、当該大規模買付情報が、買付者等が行おうとする大規模買付行為を評価するために不十分であると判断した場合には、直接または間接に、買付者等に対して、大規模買付情報のリストに基づく情報・資料等に加え、さらに追加情報（以下「本追加情報」といいます。）を提出するように求めるものといたします。

(オ) 当社取締役会及び独立委員会による検討作業

(a) 当社取締役会による検討作業

買付者等から情報・資料等（追加的に要求したものも含みます。）の提供が十分になされたとき当社取締役会が認めた場合、当社による検討期間（以下「本ルール検討期間」といいます。）として以下の期間（当該情報・資料等の提供が完了した日の翌日を起算日とします。）を設定します。なお、本ルール検討期間は、独立委員会の意見も踏まえ、合理的理由により延長される場合があります（延長された場合、当該理由は必要により開示されるものとします。）。

(i) 対価を円貨現金のみとする公開買付けによる当社全株券等（金融商品取引法第27条の2 第1項に定義される「株券等」を意味します。）の買付けの場合は、原則として60日間を超えない期間

(ii) その他の大規模買付行為の場合は、原則として90日間を超えない期間

当社取締役会は、本ルール検討期間において買付者等から提供された情報・資料等に基づき、必要に応じ当社の企業価値・株主共同の利益の毀損を防止するための措置などについて買付者等と交渉し、または、株主に対する代替措置の提案などを行うことがあります。

(b) 独立委員会による検討作業

(i) 独立委員会は、本ルール検討期間内において、本ルールの適用対象となる大規模買付行為の内容、当社取締役会の提案する代替措置の内容及び買付者等と当社との協議・交渉等を踏まえて、買付者等及び本ルールの適用対象となる大規模買付行為について独立委員会としての意見（本ルールの適用対象となる大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を害するものと評価されるか否かに関する意見を含みます。）を決定するため、必要な検討を行い、その結果を当社取締役会に通知するものとします。

(ii) 独立委員会は、当社取締役会に対して、本ルール適用対象となる大規模買付行為に対する当社取締役会における検討状況、代替案がある場合における代替案、その他独立委員会の意見の決定のために必要と判断した情報を提供するように要請することができます。また、独立委員会は、当社の取引先、顧客その他の利害関係者に対しても、情報の提供を求める場合があります。

(c) 大規模買付行為の停止

大規模買付行為は、本ルール検討期間中は行ってはならず、本ルール検討期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

(カ) 大規模買付行為の評価方法

当社取締役会は、買付者等から受領した大規模買付情報、本追加情報及び当社取締役会が独自に入手した情報等に基づき、独立委員会の検討の結果を最大限に尊重の上、買付者等による大規模買付行為が、当社の企業価値・株主共同の利益を害するものかを評価します。

当社取締役会が買付者等による大規模買付行為を当社の企業価値・株主共同の利益を害する大規模買付行為であると評価した場合には、当社は、独立委員会の意見も踏まえた上、関係法令、証券取引所規則等及び当社定款を遵守し、必要に応じ、取締役会決議、及び、当社取締役会が必要と判断した場合には株主総会決議による承認を取得の上、買付者等の買付手段、及び、当社の状況に応じ最も適切と判断した対抗措置を取り得るものとします。

(キ) 買付者等が本ルールに違反した場合の対抗措置

買付者等が、意向表明書を提出しないまま大規模買付行為を実行するなど本ルールを遵守しない場合、又は本ルールを遵守しない恐れがあると当社取締役会が判断した場合、当社は、本ルールに拘束されないものとします。この場合、当社は、独立委員会の意見も踏まえた上、関係法令、証券取引所規則等及び当社定款を遵守し、必要に応じ、取締役会決議、及び、当社取締役会が必要と判断した場合には株主総会決議による承認を取得の上、買付者等の買付手段、及び、当社の状況に応じ最も適切と判断した対抗措置を取り得るものとします。

(ク) 株主及び利害関係者に対する情報開示

当社取締役会は、独立委員会の検討の結果を最大限に尊重し、大規模買付行為の提案された事実とその概要、本必要情報、大規模買付情報、本追加情報の概要、及び当社取締役会による検討内容（本ルール検討期間の開始日及び終了日を含みます。）、その他買付者等から受けた情報のうち、当社取締役会が適切と判断する事項について、当社取締役会が適切と判断する時期及び方法により情報開示を行うものとします。

(ケ) 大規模買付ルールの有効期間、廃止及び変更

本ルールの有効期間は平成27年2月12日から平成30年3月に開催される当社定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとします。また、有効期間の満了前であっても、当社取締役会は、随時本ルールの再検討を行い、内容の見直しを行う場合があります。

本ルールが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実、及び、（変更の場合には）変更内容、その他当社取締役会が適切と認める事項について速やかに情報開示を行います。

当社取締役会は、②、③の取組み内容が以上のとおりであることから、これらの取組みは、上記①の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、9億1千4百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成27年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成27年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	32,082,573	32,082,573	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
計	32,082,573	32,082,573	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年4月1日～ 平成27年6月30日	—	32,082,573	—	16,174	—	15,905

(6) 【大株主の状況】

平成27年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
応用地質株式会社	東京都千代田区神田美土代町7番地	5,004	15.60
公益財団法人深田地質研究所	東京都文京区本駒込二丁目13番12号	3,448	10.75
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,954	6.09
深田 馨子	東京都小金井市	1,765	5.50
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社	東京都港区浜松町二丁目11番3号	1,055	3.29
応用地質従業員持株会	東京都千代田区神田美土代町7番地	960	2.99
須賀 るり子	東京都小金井市	936	2.92
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	860	2.68
RBC ISB A/C DUB NON RESIDENT-TREATY RATE (常任代理人 シティバンク 銀 行株式会社)	14 PORTE DE FRANCE ESCH-SUR-ALZETTE, LUXEMBOURG, L-4360 (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	821	2.56
PERSHING-DIV. OF DLJ SECS. CORP. (常任代理人 シティバンク 銀 行株式会社)	ONE PERSHING PLAZA JERSEY CITY NEW JERSEY U. S. A. (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	500	1.56
計	—	17,307	53.95

- (注) 1. 応用地質株式会社の所有株式数には、資産管理サービス株式会社(信託E口)が保有する200千株を含めております。
2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式の内、信託業務に係る株式数は、439千株であります。なお、それらの内訳は、投資信託設定分182千株、年金信託設定分256千株となっております。
3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式の内、信託業務に係る株式数は、1,008千株であります。なお、それらの内訳は、投資信託設定分949千株、年金信託設定分59千株となっております。
4. 株式会社みずほ銀行およびその共同保有者2社から平成27年1月9日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書により平成26年12月31日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、みずほ信託銀行株式会社保有分については、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	860	2.68
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	200	0.63
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	570	1.78

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成27年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 5,004,400	2,000	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 26,997,200	269,972	—
単元未満株式	普通株式 80,973	—	—
発行済株式総数	32,082,573	—	—
総株主の議決権	—	271,972	—

- (注) 1. 「完全議決権株式(自己株式等)」欄の普通株式には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する200,000株が含まれております。
2. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が700株(議決権の数7個)含まれております。
3. 「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が42株含まれております。

② 【自己株式等】

平成27年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
応用地質株式会社	東京都千代田区神田美土 代町7番地	4,804,400	200,000	5,004,400	15.60
計	—	4,804,400	200,000	5,004,400	15.60

(注) 他人名義で保有している理由等

保有理由	名義人の氏名又は名称	名義人の住所
「株式給付信託(BBT)」制度の信託財産として5,000株拠出	資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号
「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として195,000株拠出		

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

役名	新職名	旧職名	氏名	異動年月日
代表取締役	副社長 事務本部長	副社長	岩崎 恒明	平成27年3月26日
取締役	常務執行役員 事業企画担当	常務執行役員 サービス開発本部長	吉長 健二	平成27年4月1日
取締役	常務執行役員 東北支社長	常務執行役員 海外事業本部長	長瀬 雅美	平成27年4月1日

(注) 役名についての異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成27年1月1日から平成27年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	24,270	31,622
受取手形及び売掛金	※ 2,558	※ 2,423
完成業務未収入金	14,478	8,982
リース債権及びリース投資資産	2,080	2,493
有価証券	2,429	1,829
未成業務支出金	2,456	1,407
商品及び製品	442	555
仕掛品	870	816
原材料及び貯蔵品	2,105	2,336
その他	2,016	2,134
貸倒引当金	△16	△24
流動資産合計	53,691	54,578
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	4,802	4,790
土地	6,823	6,842
その他（純額）	2,009	2,150
有形固定資産合計	13,635	13,782
無形固定資産		
のれん	748	702
その他	943	1,221
無形固定資産合計	1,692	1,923
投資その他の資産		
退職給付に係る資産	1,016	805
投資有価証券	7,092	7,871
その他	3,826	3,943
貸倒引当金	△586	△566
投資その他の資産合計	11,347	12,053
固定資産合計	26,675	27,760
資産合計	80,367	82,338

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	527	556
業務未払金	1,521	1,097
製品保証引当金	110	114
未払法人税等	1,066	834
賞与引当金	427	291
受注損失引当金	8	17
その他	5,402	5,338
流動負債合計	9,064	8,251
固定負債		
退職給付に係る負債	2,295	2,087
株式給付引当金	47	49
その他	3,219	3,397
固定負債合計	5,562	5,534
負債合計	14,627	13,785
純資産の部		
株主資本		
資本金	16,174	16,174
資本剰余金	16,603	16,603
利益剰余金	38,459	39,648
自己株式	△5,148	△5,149
株主資本合計	66,088	67,277
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,128	1,281
土地再評価差額金	△2,479	△2,425
為替換算調整勘定	354	1,806
退職給付に係る調整累計額	188	172
その他の包括利益累計額合計	△808	834
少数株主持分	459	440
純資産合計	65,740	68,553
負債純資産合計	80,367	82,338

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年1月1日 至 平成27年6月30日)
売上高	※1 26,541	※1 26,711
売上原価	17,485	18,134
売上総利益	9,055	8,577
販売費及び一般管理費	※2 5,338	※2 6,511
営業利益	3,717	2,066
営業外収益		
受取利息	46	48
受取配当金	24	27
持分法による投資利益	27	9
不動産賃貸料	27	28
受取保険金及び配当金	9	28
その他	57	114
営業外収益合計	193	257
営業外費用		
支払利息	2	5
為替差損	22	—
不動産賃貸原価	9	9
その他	0	14
営業外費用合計	33	29
経常利益	3,876	2,294
特別利益		
固定資産売却益	13	—
投資有価証券売却益	1	—
受取和解金	157	—
受取損害賠償金	—	140
特別利益合計	172	140
特別損失		
固定資産売却損	7	—
固定資産除却損	1	—
特別損失合計	8	—
税金等調整前四半期純利益	4,041	2,434
法人税等	1,508	858
少数株主損益調整前四半期純利益	2,533	1,575
少数株主利益又は少数株主損失(△)	7	△11
四半期純利益	2,526	1,587

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年1月1日 至 平成27年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,533	1,575
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	129	153
土地再評価差額金	—	54
為替換算調整勘定	802	1,447
退職給付に係る調整額	—	△16
その他の包括利益合計	931	1,639
四半期包括利益	3,464	3,214
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,456	3,229
少数株主に係る四半期包括利益	8	△15

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年1月1日 至 平成27年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	4,041	2,434
減価償却費	476	770
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△30	△13
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△20	△137
受取利息及び受取配当金	△71	△76
持分法による投資損益 (△は益)	△27	△9
売上債権の増減額 (△は増加)	5,338	5,856
たな卸資産の増減額 (△は増加)	1,072	1,024
仕入債務の増減額 (△は減少)	△1,234	△433
その他	153	144
小計	9,697	9,560
利息及び配当金の受取額	71	76
利息の支払額	△2	△5
法人税等の支払額	△1,145	△1,089
法人税等の還付額	0	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,620	8,541
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△23	△0
定期預金の払戻による収入	—	5,851
有価証券の取得による支出	△506	△400
有価証券の売却による収入	100	1,000
有形及び無形固定資産の取得による支出	△676	△946
有形及び無形固定資産の売却による収入	40	1
投資有価証券の取得による支出	△306	△700
投資有価証券の売却による収入	12	6
その他	21	△8
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,336	4,803
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△0	—
自己株式の売却による収入	282	—
自己株式の取得による支出	△283	△0
配当金の支払額	△324	△381
少数株主への配当金の支払額	△1	△1
その他	△207	△547
財務活動によるキャッシュ・フロー	△534	△931
現金及び現金同等物に係る換算差額	164	421
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	6,913	12,835
現金及び現金同等物の期首残高	18,031	19,635
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 24,945	※ 32,471

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

従来、連結子会社のうち決算日が9月30日であった国内連結子会社13社については、同日現在の財務諸表を使用し連結決算日との間に生じた重要な取引について、連結上必要な調整を行っていましたが、決算日を12月31日に変更したことに伴い、当第2四半期連結累計期間は平成26年10月1日から平成27年6月30日までの9ヶ月間を連結しております。

なお、決算期を変更した国内連結子会社の平成26年10月1日から平成26年12月31日までの売上高は2,508百万円、営業利益は158百万円、経常利益は200百万円、税引前四半期純利益は200百万円であります。

(会計方針の変更等)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取り扱いに従って、当第2四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第2四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る資産が163百万円、退職給付に係る負債が145百万円、利益剰余金が15百万円それぞれ減少しております。また、当第2四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年1月1日 至 平成27年6月30日)
税金費用の計算	一部の連結子会社においては、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じる方法により計算しております。

(追加情報)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当四半期連結会計期間の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成28年1月1日以降解消されるものに限り)に使用した法定実効税率は、従来の35.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年1月1日から平成28年12月31日までのものは33.1%、平成29年1月1日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)が122百万円、法人税等調整額が1百万円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が58百万円、土地再評価差額金が54百万円、退職給付に係る調整累計額が8百万円それぞれ増加しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

※ 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、前連結会計年度末日が金融機関の休業日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
受取手形	2百万円	—

(四半期連結損益計算書関係)

※ 1 前第2四半期連結累計期間(自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自 平成27年1月1日 至 平成27年6月30日)

当社グループの主要事業である調査・コンサルティング事業の売上高は、事業の性質上、上半期(第2四半期連結累計期間)に多くなる傾向があります。

※ 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年1月1日 至 平成27年6月30日)
給料及び手当	1,814百万円	2,167百万円
賞与引当金繰入額	137百万円	135百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年1月1日 至 平成27年6月30日)
現金及び預金勘定	28,958百万円	31,622百万円
有価証券勘定	3,140百万円	1,829百万円
計	32,099百万円	33,452百万円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	△5,542百万円	△381百万円
株式及び償還期間が 3ヶ月を超える債券等	△1,611百万円	△600百万円
現金及び現金同等物	24,945百万円	32,471百万円

(株主資本等関係)

I 前第2四半期連結累計期間(自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日)

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年3月26日 定時株主総会	普通株式	324	12.00	平成25年12月31日	平成26年3月27日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末
後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年8月8日 取締役会	普通株式	327	12.00	平成26年6月30日	平成26年9月29日	利益剰余金

(注) 平成26年8月8日取締役会決議による配当金の総額には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する自社の株式に対する配当金2百万円が含まれております。

II 当第2四半期連結累計期間(自 平成27年1月1日 至 平成27年6月30日)

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年3月25日 定時株主総会	普通株式	381	14.00	平成26年12月31日	平成27年3月26日	利益剰余金

(注) 平成27年3月25日定時株主総会決議による配当金の総額には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する自社の株式に対する配当金2百万円が含まれております。

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末
後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年8月7日 取締役会	普通株式	381	14.00	平成27年6月30日	平成27年9月28日	利益剰余金

(注) 平成27年8月7日取締役会決議による配当金の総額には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する自社の株式に対する配当金2百万円が含まれております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間(自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	調査・コンサル ディング事業	計測機器事業 (国内)	計測機器事業 (海外)	計		
売上高						
外部顧客への売上高	21,315	1,881	3,344	26,541	—	26,541
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	441	317	759	△759	—
計	21,315	2,323	3,661	27,300	△759	26,541
セグメント利益又は損失(△)	3,295	426	△32	3,690	27	3,717

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額27百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

II 当第2四半期連結累計期間(自 平成27年1月1日 至 平成27年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	調査・コンサル ディング事業	計測機器事業 (国内)	計測機器事業 (海外)	計		
売上高						
外部顧客への売上高	20,301	2,670	3,739	26,711	—	26,711
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	446	283	730	△730	—
計	20,301	3,117	4,023	27,442	△730	26,711
セグメント利益又は損失(△)	1,982	344	△285	2,041	24	2,066

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額24百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(会計方針の変更)

第1四半期連結会計期間より退職給付債務及び勤務費用の計算方法を変更したことに伴い、事業セグメントの退職給付債務及び勤務費用の計算方法を変更しております。

この変更による当第2四半期連結累計期間のセグメント利益又は損失に与える影響は軽微であります。

(連結子会社の事業年度等に関する事項の変更)

従来、連結子会社のうち決算日が9月30日であった国内連結子会社13社については、同日現在の財務諸表を使用し連結決算日との間に生じた重要な取引について、連結上必要な調整を行っていましたが、決算日を12月31日に変更したことに伴い、当第2四半期連結累計期間は平成26年10月1日から平成27年6月30日までの9ヶ月間を連結しております。

なお、決算期を変更した国内連結子会社の平成26年10月1日から平成26年12月31日までの売上高は、調査・コンサルティング事業が1,902百万円、計測機器事業(国内)が606百万円であります。営業利益は、調査・コンサルティング事業が95百万円、計測機器事業(国内)が62百万円であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年1月1日 至 平成27年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	93円29銭	58円61銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	2,526	1,587
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	2,526	1,587
普通株式の期中平均株式数(株)	27,078,634	27,078,206

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

連結子会社であるOYO CORPORATION U.S.A. (米国)は、平成24年9月期における関係会社株式売却益に対する米国カリフォルニア州税につき、当該株式の保有目的に関して還付の申し立てを行っていましたが、平成27年6月に合意に達しました。本申し立てに基づく、同社への還付に関連して生じたアドバイザー費用の計上に伴い、営業利益、経常利益、税金等調整前四半期純利益がそれぞれ233百万円(1,972千ドル)減少し、州税の還付に伴い四半期純利益が462百万円(3,905千ドル)増加する見込みです。

なお、同社の決算日は連結決算日と異なっており、当第2四半期連結累計期間においては、同社の平成27年3月31日に終了する四半期累計期間の財務諸表を連結しているため、当該事象は当第2四半期の連結財務諸表には反映されておりません。

2 【その他】

平成27年8月7日開催の取締役会において、当期中間配当に関して次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額…………… 381百万円

(ロ) 1株当たりの金額…………… 14円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日…………… 平成27年9月28日

(注) 平成27年6月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 8 月12日

応用地質株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉 澤 祥 次 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 田 建 二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている応用地質株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成27年1月1日から平成27年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、応用地質株式会社及び連結子会社の平成27年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、連結子会社であるOYO CORPORATION U.S.A.（米国）は、平成24年9月期における関係会社株式売却益に対する米国カリフォルニア州税につき、当該株式の保有目的に関して還付の申し立てを行っていたが、平成27年6月に合意に達している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。